

MHM Asian Legal Insights

第 121 号 (2021 年 2 月号)

森・濱田松本法律事務所 アジアプラクティスグループ
(編集責任者: 弁護士 武川 丈士、弁護士 小松 岳志)

今月のトピック

- 1. ミャンマー : [①: 米国による経済制裁の発表](#)
[②: 2月1日国家緊急事態宣言後のアップデート](#)
[③: ミャンマー中央銀行によるノンバンク金融機関等に関する Notification の公表](#)
- 2. インドネシア : [投資事業分野に関する大統領令草案の公表](#)
- 3. フィリピン : [建設業の外資規制に関する最高裁判決](#)
- 4. マレーシア : [デジタル銀行の認可のフレームワーク](#)
- 5. シンガポール : [①: 電子商取引法改正案の国会審議 - 有価証券等の管理コストの削減が可能に?](#)
[②: 認証不要条約の批准 - アポステューによる公文書認証手続の簡易化](#)
- 6. タイ : [医療用大麻等に関する規制緩和の動向](#)

今月のコラム - [2012 年ミャンマー・ネピドー 憲法の旅](#) -

はじめに

このたび、森・濱田松本法律事務所アジアプラクティスグループでは、東南・南アジア各国のリーガルニュースを集めたニュースレター、MHM Asian Legal Insights 第 121 号 (2021 年 2 月号) を作成いたしました。今後の皆様の東南・南アジアにおける業務展開の一助となれば幸いに存じます。

1. ミャンマー

①: 米国による経済制裁の発表

米国バイデン政権は、米国時間 2021 年 2 月 11 日にミャンマーに対する経済制裁を発表しました。今次の米国制裁は「Blocking Property With Respect to the Situation in Burma」と題する大統領令 (Executive Order: 「本大統領令」) による資産凍結と、米国商務省によるミャンマーへの物品の輸出禁止からなります。

本大統領令による基本的な制裁内容は、制裁対象者の米国内資産凍結と米国入国禁止です。なお、資産凍結の内容はかなり広く、US Person (米国人及び米国在住者並びに

MHM Asian Legal Insights

米国内で設立された法人) による制裁対象者への支払いやサービス提供も禁止されています。制裁対象者としては、ミャンマー国軍や国軍により任命されたミャンマー政府の高官等個人 8 名が指定されたほか、既に別の制裁（ラカイン州における人権侵害等を理由とした制裁）の対象となっていたミン・アウン・フライン国軍最高司令官を含む個人 2 名が本大統領令の下でも制裁対象者として指定されました。また、国軍系企業の傘下にある宝石採掘・販売を手掛ける会社 3 社も制裁対象者に指定されています。一方で、国軍系企業である Myanmar Economic Holdings Public Company Limited と Myanmar Economic Corporation Limited の 2 社については、制裁対象として指定されていません。上記に加えて、米国商務省はミャンマー国軍や治安機関が用いる物品の輸出禁止措置についても発表しています。

米国は今後のミャンマーにおける情勢如何では追加の経済制裁を行う可能性を否定していません。今後の展開を注視する必要があると思われます。

②： 2 月 1 日国家緊急事態宣言後のアップデート

2021 年 2 月 1 日のミャンマーにおける国家緊急事態宣言の発出については、本レター第 120 号（2021 年 2 月号外）においてお伝えしたとおりです。本稿では、その後のミャンマーの状況のアップデートをお伝えします。

(1) 国家行政評議会の設置

2021 年 2 月 2 日、国家行政評議会（State Administration Council）が設置され、その後、同評議会の名前において、大臣の選解任を含む多数の命令が出されています。同評議会の法律上の位置付けは明確にされていませんが、ミャンマーの 2008 年憲法 419 条では、立法・行政・司法の各権を掌握する国軍最高司令官（Commander-in-Chief of Defence Services）が、自ら立法権を行使するか、立法権を行使するための自らが一員である組織を結成することができること、また、行政権及び司法権に関しては、適切な組織又は人物に委譲することができると規定しています。2 月 11 日には、同評議会の名前で、ヤンゴン市開発委員会法及びマンダレー市開発委員会法を修正する法律を施行していることからすると、この国家行政評議会は、行政権のみならず立法権を行使する組織として位置付けられているように思われます。

(2) 閣僚人事の公表

2021 年 2 月 8 日までに、20 の省庁において大臣が任命されています。2011 年から 2016 年のテイン・セイン政権下で要職にあった人物を任命している例が多いと思われます。外国投資に関連する省庁では、計画財務工業省（Ministry of Planning,

MHM Asian Legal Insights

Finance and Industry) において Win Shein 氏が、投資・対外経済関係省 (Ministry of Investment and Foreign Economic Relations) において Aung Naing Oo 氏が大臣に任命されました。Win Shein 氏はテイン・セイン政権下で財務大臣を務めた人物であり、Aung Naing Oo 氏はテイン・セイン政権及び国民民主連盟 (National League for Democracy (通称 NLD)) 政権下で投資企業管理局 (Directorate of Investment and Company Administration (通称 DICA)) の局長及びミャンマー投資委員会 (Myanmar Investment Commission (通称 MIC)) の事務局長を長く務めた後、投資・対外経済関係省において事務次官を務めていた人物です。

(3) 夜間外出禁止令・5人以上の集会禁止

ヤンゴン、ネピドーを含むミャンマー各地で、軍による権力の掌握に反対する人々の大規模なデモが広がっているのに対し、ミャンマー国軍は、2月9日より、最大都市ヤンゴンを含む多くの都市において、午後8時から午前4時までの夜間外出と、公共の場での5名以上の集会を禁止する命令を出しました。この命令後もデモは広がっており、今後の動向に注視が必要な状況です。

(4) サイバーセキュリティ法案の公表とパブリックコメント

ミャンマー運輸通信省 (Ministry of Transport and Communications) は2月6日付けのサイバーセキュリティ法 (Cyber Security Law) の法案 (「本法案」) を公開し、情報通信事業者に対してコメントを求めました。本法案によると、政府が広範な個人情報にアクセスすることが可能とされていることや、オンラインサービス事業者 (ミャンマー国内インターネットを利用してサービスを提供している者と広く定義されています。) に対して「憎悪を引き起こし又は団結、安定又は平和を害する表現」を訂正・削除することを義務付けるなど、言論統制的な運用が懸念される内容となっています。また、オンラインサービス事業者 (上記のとおり非常に広く定義されています。) に対して、ミャンマー国内に会社を設立し、かつ、ユーザーの個人情報を運輸通信省が指定する場所に保存することを義務付けるなど、インターネットを介したサービス・事業の展開に大きな影響を与え得る規制を含みます。本法案は上記パブリックコメントを経たうえで、国家行政評議会によって法律として施行されることが想定されています。

(ご参考)

本レター第120号 (2021年2月号外)

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00047293/20210201-042135.pdf>

MHM Asian Legal Insights

③： ミャンマー中央銀行によるノンバンク金融機関等に関する
Notification の公表

ミャンマー中央銀行（Central Bank of Myanmar：「CBM」）は、2021 年 1 月 26 日付けで Notification 第 1/2021 号（「本 Notification」）を公表しました。本 Notification は、金融機関法（Financial Institutions Law）に定めるノンバンク金融機関（non-bank financial institution：「NBFI」）の事業のうち、貸金、リース及びファクタリングの実施に関し、CBM の事前承認手続について規定するほか、CBM への報告義務を含む事業運営上の規制について定めるものです。

NBFI については、数年来、CBM による外資開放が近々行われるとの情報があったものの、実際に外資による NBFI 事業が認められた例はありませんでした。本 Notification 上も NBFI 事業への外資参入を正面から認めた規定は置かれていませんが、外資・内資のステータス変更を伴う株式譲渡については CBM への事前承認が必要とされており、NBFI 事業への外資参入があり得ることを前提としていることが窺われます。

なお、ミャンマーでは、2021 年 2 月 1 日付けで発出された国家緊急事態宣言に基づいて国軍最高司令官が全権を掌握しました。現地報道によれば、国軍最高司令官は、国家緊急事態宣言後も基本的に従前からの行政の運用に変更はなく、現状が維持されるということを強調しているとのこと。そのため、本 Notification についても引き続き有効なものと考えられます。他方で、国軍への政権移譲に伴い、CBM でも総裁を含む多くの幹部職員の交代が生じていることから、今後 CBM が本 Notification に関して実際にどのような運用を行っていくのかは極めて不透明な状況にあり、今後の動向を注視していくことが必要と思われます。

弁護士 武川 丈士

☎ +95-1-9253652（ヤンゴン）

☎ +65-6593-9752（シンガポール）

✉ takeshi.mukawa@mhm-global.com

弁護士 井上 淳

☎ +95-1-9253654（ヤンゴン）

✉ atsushi.inoue@mhm-global.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +95-1-9253653（ヤンゴン）

☎ +65-6593-9762（シンガポール）

✉ kana.manabe@mhm-global.com

弁護士 石塚 司

☎ +95-1-9253650（ヤンゴン）

✉ tsukasa.ishizuka@mhm-global.com

2. インドネシア：投資事業分野に関する大統領令草案の公表

本レター第 118 号で紹介した、雇用創出法（法律 2020 年 11 号、通称オムニバス法）においては、外資規制を含む投資規制の改正に関して別途細則を定めるものとされていました。それを受け、2021 年 1 月 10 日に投資規制に関する細則としての大統領令草案（「本草案」）が公表されていますので、以下その内容をご紹介します。なお、本草案は同 2 月 3 日に追加修正されていますが、以下では同日付けの本草案の記載をベースにご

MHM Asian Legal Insights

紹介します。

(1) 投資対象カテゴリー

本草案上、雇用創出法で投資禁止業種とされている 6 業種（麻薬の栽培・製造や賭博、化学兵器製造等）及び中央政府管轄とされている一定の事業（国防等）以外については、投資対象として開放するものとされており、以下の 4 つのカテゴリーに分類されています（なお、本草案には(a)から(c)の各カテゴリーに属する投資事業分野が列挙されたリスト案が添付されています。）。

- (a) 優先事業分野
- (b) 中小零細企業又は協同組合（総称して「SME」）に留保されている又は SME とのパートナーシップを組むことが求められている事業分野
- (c) 一定の要件のもとに実施可能な事業分野
- (d) 上記(a)から(c)のいずれにも該当しない事業分野

(a)については、外資規制自体を定めるものというよりも投資優遇措置を得ることが可能な事業分野となります。そのため、(a)の中には、①(b)及び(c)に定める外資規制に服しつつも投資優遇措置を得ることができる事業分野、及び②(b)及び(c)に定める外資規制に服せずに（つまり外資規制の適用はなく）投資優遇措置を得ることができる事業分野の双方が含まれます。

(b)及び(c)については、現在有効なネガティブリスト（大統領令 2016 年第 44 号：「2016 年ネガティブリスト」）が定めている外資規制適用対象事業分野に相当する事業分野になります。

そして、(d)については、(a)の優先事業分野に該当せず、かつ、2016 年ネガティブリスト同様、大統領令に記載されていないため外資規制が適用されない事業分野となります。

以下(a)から(c)について紹介します。

(2) 優先事業分野 (Priority Business Fields)

本草案上、国家戦略上優先度の高い事業分野、資本・労働集約度が高い事業分野、ハイテク事業分野、イノベーション関連事業分野等、合計 246 業種がこれに含まれるとされています。優先事業分野に該当する場合、投資減税措置（Tax Allowance）、法人税減免措置（Tax Holiday）、投資優遇税制（Investment Allowance）といった経済的なインセンティブのほか、ライセンス取得手続の緩和等の非経済的なインセンティブも与えられる可能性があります。

MHM Asian Legal Insights

(3) SME に留保されている又は SME とのパートナーシップが必要な事業分野

2016 年ネガティブリストにおいては、145 の事業分野が SME に留保されている事業分野又は SME とパートナーシップを組むことが必要な事業分野として規定されていました。本草案では、同種の制限事業分野が 88 にまで縮小されています。

例えば、建設事業に関しては、簡素・中度の技術を用いた又は低リスク・中リスクの建設サービスが SME に留保されています（なお、2016 年ネガティブリストにおいては、簡素・中度の技術を用いた、低・中リスクの、及び/又は、工事金額が 500 億ルピア（現在の為替レートで約 3 億 7,500 万円）以下の事業分野は SME に留保されていましたが、本草案では、上記 500 億ルピアという金額上限は撤廃されています。）。

なお、外国投資家による投資は大規模投資である必要があるため、SME に留保されている事業分野は、原則として外国人が投資できない事業分野となります。

(4) 一定の要件のもとに実施可能な事業分野

2016 年ネガティブリストにおいては、350 の事業分野が一定の要件のもと投資が認められる事業分野として規定されていました。本草案では、同種の制限事業分野が 48 にまで縮小されています。以下では、条件が変更となったものの具体例を紹介します。

カテゴリー	本草案上の要件	2016 年ネガティブリスト上の要件
新聞・雑誌等の発行	設立時は内資 100%、もっともその後（市場を通じての）事業拡大のための外資による出資は 49%まで可	内資 100%
民間放送局、地域テレビ・ラジオ放送局の設置	設立時は内資 100%、もっともその後事業拡大のための外資による出資は 20%まで可	内資 100%
国際海上一般貨物輸送	外資比率上限 49%	原則として、ASEAN 投資家比率上限 70%

(5) (b)及び(c)に該当しない事業分野

上記のとおり、(b)及び(c)の制限業種に該当しない場合には、外資に開放されているという整理に基づくと、2016 年ネガティブリスト上外資規制が定められているディストリビューター事業のほか、ヘルスケア事業（主に病院経営）、教育関連事業等については外資規制が撤廃されることが予定されています。なお、本草案上、金融及

MHM Asian Legal Insights

び銀行業等（に適用される外資規制）については、当該セクターにおける関連規則に従うものとされています。

(6) その他

本草案では、2016 年ネガティブリスト同様、(c)の一定の要件のもとに実施可能な事業に関して、特別経済特区（Special Economic Zone）で行う場合は例外的に外資規制の適用を受けないことが定められています。

また、既存投資保護のための条項（グラントファーザー条項といい、新たに定められた投資規制が、従来の外資規制下で認められていた要件よりも厳格化した場合（例えば、2016 年ネガティブリスト下では 67%までの外資比率が認められていたにもかかわらず、新たな外資規制として外資比率が 49%とされたような場合）に、これまでどおりの条件（上記例でいえば 67%の外資比率）を維持したまま事業活動を行うことを認める条項）も設けられることになりそうです。

本草案は、外資規制を大幅に緩和する内容を含むものですが、現時点においても関係各所からの意見を受け付け、調整を行っている状況であるため、今後内容が変更される可能性があります。引き続き動向を注視する必要があります。

（ご参考）

本レター第 118 号（2020 年 12 月号）

<https://www.mhmjapan.com/content/files/00043808/20201221-110311.pdf>

弁護士 竹内 哲

☎ +65-6593-9755（シンガポール）

✉ tetsu.takeuchi@mhm-global.com

弁護士 花村 大祐

☎ +65-6593-9466（シンガポール）

✉ daisuke.hanamura@mhm-global.com

3. フィリピン：建設業の外資規制に関する最高裁判決

フィリピンの最高裁は、2020 年 8 月 26 日、民間の建設工事を営むために必要な「通常ライセンス（Regular License）」の取得に課されている外資規制を無効とする判決を公開しました（Philippine Contractors Accreditation Board v. Manila Water Company, Inc. 事件 G.R. No.217590）。民間の建設工事に従事するためには外資規制が存在するところ、本判決により、今後、外資の参入が広く認められる可能性があります。

MHM Asian Legal Insights

1. 建設業のライセンス

建設業者がフィリピンにおいて民間の建設工事を行う場合、通常ライセンス（Regular License）又は特別ライセンス（Special License）を取得する必要があります。このうち通常ライセンスは国内の建設業者のみ取得可能であり、外資の出資比率が40%を超える企業は取得することができません。これに対し、特別ライセンスには外資規制がありませんが、対象プロジェクトが一定の範囲（国際入札、Build Operate Transfer 法（Republic Act No. 7718）に基づくプロジェクト等）に限定されており、民間の建設工事の多くが特別ライセンスの対象となりません。

なお、通常ライセンスに対する外資規制は、建設業の許可に関する法律（Republic Act No. 4566）には規定されておらず、フィリピン建設業許可委員会（Philippine Contractors Accreditation Board）が定めた施行規則の Rule III Section 3.1 に定められています。

2. 本判決

本判決では、Manila Water Company, Inc.の発注先である外資企業に対する通常ライセンスの付与が問題となりました。

最高裁は、建設業の許可に関する法律は外資規制を定めておらず、施行規則において外資規制を定めることは法の意図を超えていること、外国投資法のネガティブリストにおいても建設業は外資規制の対象となっていないこと等を理由として、施行規則 Rule III Section 3.1 のうち、通常ライセンスに対する外資規制を規定する部分が無効であると判示しました。

このように本判決は、通常ライセンスに対する外資規制が無効であることを正面から認めるものです。そのため、本判決が確定した場合、通常ライセンスを外資企業に認める形で施行規則が改正される可能性もあり、民間の建設工事に対して外資の参入が広く認められることが期待されます。

もっとも、本判決に対してはフィリピン建設業許可委員会が異議申し立て（reconsideration）を行っており、2021年2月8日現在において、本判決が確定したという情報や施行規則が改正されたという情報は確認できておらず、今後の動向に注視する必要があります。

なお、本判決は、民間の建設工事における通常ライセンスの外資規制について判示したものであり、防衛関連施設の建設契約（外資の出資比率25%以下）や国内で資金供与される公共事業の建設・修理契約（外資の出資比率40%以下、例外あり）については、本判決とは関係なく別途外資規制が存在します。

弁護士 園田 観希央

☎ 052-446-8651（名古屋）

☎ 03-6266-8595（東京）

✉ mikio.sonoda@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

4. マレーシア：デジタル銀行の認可のフレームワーク

2020 年 12 月 30 日、マレーシアの中央銀行である Bank Negara Malaysia（「BNM」）はデジタル銀行の認可のフレームワークについてのポリシーを発表しました。BNM のプレスリリースによれば、BNM は 2021 年 6 月末まで申請を受け付ける想定であり、最大で 5 事業者に対し、2022 年第 1 四半期をめどに認可を行うことを予定しているとのことです。

認可を受ける事業者が満たすべき条件や履行すべき手続は多岐にわたりますが、とりわけ、当該事業者はマレーシアにおいて設立された公開会社である必要があります。また、事業開始後 3～5 年の間は「事業創設期（foundational phase）」とされており、デジタル銀行事業者はこの期間の間に自らの事業の健全性を示すこととされています。この事業創設期の間は、常時最低 1 億リングット（現在の為替レートで約 26 億 2,000 万円）の資本金を有する必要がある、またその総資産額は 30 億リングット（現在の為替レートで約 785 億円）を超えてはならないとされるほか、事業内容についても BNM による様々な制約が課せられます。事業開始後 3 年を過ぎると、デジタル銀行事業者は事業創設期を終了させ、総資産額の制限や事業内容への制限を解除することを BNM に申請することができます。これに対し、事業開始後 5 年経過時点で、資本金が 3 億リングット（現在の為替レートで約 78 億 5,000 万円）に満たないなど、BNM が課す一定の要件を満たすことができなかった場合には、デジタル銀行事業者はその事業から撤退しなければならないとされています。

外国人がマジョリティ株主となっている事業者についても、外国人が株主であることが当該事業者の安全性・健全性に悪影響がなく、また金融システムの安定性に悪影響がないと BNM が考える場合には認可を受けることはできるものの、マレーシア人がマジョリティ株主となっている事業者の方が好ましいとされています。

弁護士 田中 亜樹
☎ 03-6266-8919（東京）
✉ aki.tanaka@mhm-global.com

5. シンガポール

①：電子商取引法改正案の国会審議 — 有価証券等の管理コストの削減が可能に？

シンガポールでは、商取引の電子化を促進するための法律として Electronic Transactions Act（「電子商取引法」）が施行されています。同法は、電磁的方法により作成される書面の法的効力・様式、電子署名の様式、電子データの発信及び到達に関する事項等、取引の電子化のために必要な基本的な事項を定めるものです。電子商取引法

MHM Asian Legal Insights

では、有価証券等を含む一部の法的書面については電子化が明示的に不可能とされていますが、2021 年から有価証券等の電子化等を目的とする同法の改正案の審議が国会で始まっています。本稿では、今回の改正の背景とその主要内容をご紹介します。

(1) 電子商取引法改正の背景

電子商取引法上、大部分の契約書や会社手続に関する書面は、同法の規定に従えば電磁的方法により作成することができるものとされていますが、現行法上、有価証券等の一定の書面については、電磁的方法により作成することができないとされています。一方で、国際的な商取引の調和・統一化を促進する国連組織の UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）では、2017 年に電子的移転可能記録モデル法（Model Law on Electronic Transferable Records : 「本モデル法」）を策定しており、有価証券等の電子的移転可能記録についても電子化のための法整備を推し進めることが世界の潮流になっています。また、実務上も、有価証券の電子化は期待されているところです。例えば船荷証券については、近年の海上運送の高速化によりいわゆる「船荷証券の危機」（貨物が仕向港に到着しているにもかかわらず、船荷証券の原本が荷受人に到着していないため貨物が引き取れないという問題）が生じています。現時点では、この問題への対処は、サレンダー B/L（船荷証券の元地回収）という世界標準のルールがない仕組みに頼っていることも少なくなく、取引の安全が損なわれていましたが、船荷証券の電子化が実現すれば、原本の郵送にかかる時間コストの問題がなくなり、船荷証券の危機は解消されることになります。

このような状況を踏まえ、シンガポールでも国際的な潮流である本モデル法に基づいて、電子商取引法の改正に向けた動きが本格化しています。

(2) 改正案の主要事項

(a) 電子的移転可能記録に関する規定の新設

上記のとおり、電子商取引法には、電磁的方法により作成された記録の法的効力・様式等に関する規定が存在していますが、改正案では、本モデル法の内容を踏まえて、電子的移転可能記録に特化した一節の規定が新設されることとされています。具体的には、電子的移転可能記録の法的効力、署名、占有、裏書、修正に関する事項や物理的な記録から電磁的記録への変更（又はその逆）に関する事項が規定される見込みです。

(b) 電磁的方法による作成が認められていない書面のリストの修正

現行の電子商取引法では、同法の適用がない記録が別紙 1（First Schedule）で列挙されています。具体的には、①遺言、②有価証券等、③信託に関する一定の書面、④不動産の売買その他の処分に関する契約書、⑤不動産譲渡証書については、電子

MHM Asian Legal Insights

商取引法の適用がないとされており、これらの書面を電磁的方法により作成することは認められていません。

現在審議中の改正案では、本モデル法に則った改正を行うことに鑑み、別紙 1 から上記②の有価証券等が削除されることとなっています。もっとも、これ以外の書面（①、③～⑤）については、今回の改正案でも電子化は認められていません。

(3) 実務への予想される影響

現在国会で審議中の内容をベースに改正案が成立した場合、これまでは物理的な紙での作成が求められていた有価証券等について電磁的な方法で作成・管理する途が開かれるため、これらの管理コストを削減することが可能になると思われます。例えば、上記で例示した船荷証券については、法令に基づいて電子化されれば、「船荷証券の危機」にあるような問題を回避するために法的に不安定な手段を用いる必要はなくなります。また、最近では、高額な有価証券について、「紛失リスクを避けるため郵送はしたくないが、COVID-19 の影響により従業員が出張で書面を持ち運ぶことも難しい」という状況が発生していましたが、電子化されればこのようなジレンマも回避できることになります。

改正案の国会審議は始まったばかりであり、その最終的な内容やいつ頃改正案が施行されるかは現時点では明らかではありません。もっとも、改正案が施行された場合には、実務にも一定の影響が生じることも予想されるため、電子商取引法の改正案の審議状況については、本ニュースレターで定期的にアップデートしてまいります。

②： 認証不要条約の批准 — アポスティューによる公文書認証手続の簡易化

シンガポールの法務省は、2021 年 1 月 19 日、前日の 18 日付けでシンガポールが外国公文書の認証を不要とする条約(The Hague Convention of 5 October 1961 Abolishing the Requirement of Legislation for Foreign Public Documents (Apostille Convention) : 「本条約」)に正式加盟したと発表しました。本条約の批准に必要な法案(Apostille Bill)は既に国会を通過しており、2021 年 9 月 16 日から本条約が発効する予定です。これにより、シンガポール政府が発行した公文書を条約加盟国に提出する場合には、公文書に対する公印確認及び領事認証の手続が不要となり、シンガポールの管轄当局である Singapore Academy of Law が発行するアポスティューと呼ばれる付箋をもって、公印確認・領事認証に代えられることとなります。

2020 年 10 月現在、世界 101 か国が本条約の締約国となっていますが（日本は 1970 年に批准）、シンガポールは未加盟国であったため、これまでシンガポール政府の公文書をシンガポール国外で使用する場合（及びその逆の場面、すなわちシンガポール国外

MHM Asian Legal Insights

の公文書をシンガポールで使用する場合には、いずれも領事認証が求められていました。そのため、他国で取得する許認可手続やシンガポール法人が絡む国際的な M&A 取引においてシンガポールの公文書を提出する必要がある場合に、シンガポール外務省や提出先国の在シンガポール大使館での認証手続が必要となり、一定の時間的・金銭的なコストがかかっていましたが、今後はアポストイーユのみで足りることとなりこれらの手間・コストの軽減が期待できます。また、既に本条約の加盟国（日本を含む）であるシンガポール以外の国の公文書をシンガポールにて使用する場面においても、同様にアポストイーユのみで足りることとなり、例えば日本の公文書をシンガポールに提出する必要がある場合に、在日シンガポール領事館での認証手続が今後は省略可能になるといったメリットがあります。

さらに、シンガポール政府は、アポストイーユのオンライン申請や電子登録システムの採用といった電子化への取り組みも進めているとのことであり、シンガポールの公文書を他国に提出する必要がある場合に、今後はより一層の手続の効率化が進むと期待されます。

※当事務所は、シンガポールにおいて外国法律事務を行う資格を有しています。シンガポール法に関するアドバイスをご依頼いただく場合、必要に応じて、資格を有するシンガポール法事務所と協働して対応させていただきます。

弁護士 小松 岳志
☎ +65-6593-9753（シンガポール）
✉ takeshi.komatsu@mhm-global.com

弁護士 川村 隆太郎
☎ +65-6593-9754（シンガポール）
✉ ryutaro.kawamura@mhm-global.com

弁護士 細川 怜嗣
☎ +65-6593-9467（シンガポール）
✉ reiji.hosokawa@mhm-global.com

弁護士 内田 義隆
☎ +65-6593-9463（シンガポール）
✉ yoshitaka.uchida@mhm-global.com

パラリーガル 有馬 潤
☎ +65-6593-9750（シンガポール）
✉ megumi.arima@mhm-global.com

6. タイ：医療用大麻等に関する規制緩和の動向

タイは、2019 年、東南アジア地域において医療用大麻の使用を合法化した最初の国となりましたが、その後、2020 年から 2021 年にかけて、医療用大麻等の栽培、使用等に関する規制及び手続の詳細が制定され、医療用大麻等の栽培、使用等について自由化の動きが進んでいます。本稿では、タイにおける医療用大麻等に関する規制の概要をご説明します。

MHM Asian Legal Insights

(1) 麻薬法との関係

タイの麻薬法（Narcotics Act B.E. 2522 (1976)）上、大麻（cannabis 及び hemp、以下同じ）はカテゴリー5の麻薬に分類されていますが、2020年12月に施行された保健省（Ministry of Public Health）の告示によれば、麻薬法に基づく許可を取得した場合には、大麻の茎、繊維、枝、葉、カンナビジオール（CBD）及びテトラヒドロカンナビノール（「THC」）の含有量が0.2%以下的大麻抽出物、並びに THC 含有量が0.2%以下の抽出物の残留物（また、hemp については種子、種子油及び種子抽出物を含む）がカテゴリー5の麻薬の定義から除外される旨が明らかになりました（当該許可の取得に関する要件等については下記(2)でご説明します。）。

なお、上記の例外はタイ国内で栽培された大麻にのみ適用される点に留意が必要です。また、上記に該当しない部位については引き続きカテゴリー5の麻薬に該当し、栽培等の許可を取得することはできないものと考えられます。

(2) 大麻の栽培、販売、所持、輸出入に関する許可

現行法上、大麻の栽培、販売、所持、輸出入に関する許可を取得することができるのは少なくとも2024年までは政府関係の機関又は当該政府機関と共同して当該事業を遂行する一定の医師、大学、農業関連団体等に限定されている一方、2020年には、民間事業者による大麻の栽培、販売、所持、輸出入を認める旨の麻薬法改正案の草案が作成されています。もっとも、本稿作成時点において当該法案は未承認であり、今後民間事業者による大麻の栽培が認められるかは現時点では明らかではありません。

なお、2021年1月29日に施行された保健省の規則（「本規則」）により、hempの栽培、販売、所持、輸出入が許可される目的が詳細に規定されました。具体的には、hempの栽培、販売、所持、輸出入に関する許可を取得するためには、その目的は以下のいずれかに該当する必要があります。

- (a) 政府事業目的
- (b) 伝統的・文化的な手法かつ一定の要件を満たす形での繊維の家庭内使用目的
- (c) 商業又は工業目的
- (d) 医療目的
- (e) 教育、分析、研究又は種子の開発目的
- (f) 保証種子（certified seed）の製造目的

また、本規則は、許可を取得した機関が負う義務についても詳細な規定を設けています。

MHM Asian Legal Insights

(3) 大麻の医療目的による使用の場合の留意点

なお、本規則では、医療目的で麻薬法に基づく許可を得て大麻を使用する場合であっても、別途、医療機器法（Medical Device Act B.E.2551 (2008)）が定める要件を充足する必要があります。

現時点においては、上記のとおり、民間事業者による大麻の栽培等については引き続き規制が課されていますが、タイにおける医療用大麻等の栽培、使用等に関する規制は自由化の傾向にあり、今後の動向が注目されます。

弁護士 二見 英知

☎ +66-2-009-5167（バンコク）

✉ hidetomo.futami@mhm-global.com

弁護士 岩澤 祐輔

☎ +66-2-009-5169（バンコク）

✉ yusuke.iwasawa@mhm-global.com

MHM Asian Legal Insights

今月のコラムー2012 年ミャンマー・ネピドー 憲法の旅ー

ミャンマーでは2021年2月1日に国家緊急事態が宣言され、国軍が全権を掌握しました。こうしてみると、ミャンマー憲法には国軍による権力掌握も含め、国軍の地位を保障するための様々な仕掛けがあることが分かります。

私が最初にミャンマー憲法を意識したのは2012年6月に初めて首都ネピドーを訪問した際です。その後は実務の中で憲法を意識することは稀でしたが、今回はその時の思い出を振り返ってみたいと思います。

私は日本の法務省によるミャンマー法制度調査のための調査団メンバーとしてネピドーを訪問し、様々な省庁を訪問しました。当時は外国政府関係者がネピドーを訪問することが珍しく、到着すると国営テレビ・新聞が取材に来ていました。以前にも掲載したことがあります。写真1はその際に国営新聞に載った記事です。憲法裁判所にも訪問し、憲法裁判所長官自ら法廷をご案内いただきました（写真2）。今からすると隔世の感があります。



（左から 写真1、写真2）

お会いした方に関心のある法律分野を質問したところ、かなりの割合で「憲法」という答えが返ってきました。「会社法」「外国投資法」「知財法」といった経済関係法を予想していた私は面食らうとともに、正直理解ができませんでした。今にして思うと、このころのミャンマーは2011年に軍政から民主制に移行した直後でした。ある方は国軍を中心とした「国体」を民主制の下でどのように保持するかという問題意識から、また、ある方は国軍と折り合いを付けながら始まったばかりの民主制をどのように守るかという問題意識から、憲法とその運用について強い関心を有していたのかも知れません。今回の事態を受けて初めてその意味が分かったような気がしています。

これからミャンマーは憲法がフォーカスされる時代に突入することになります。憲法を特に意識しなくても良い時代が早く訪れることを祈っています。

（弁護士 武川 丈士）

MHM Asian Legal Insights

セミナー情報

- セミナー [『「ビジネスと人権」の基礎と 2021 年に企業に求められる対応 ～潮目が変わり始めた 2020 年の最新動向を踏まえ、2021 年に求められる対応を解説～』](#)
 視聴期間 2021 年 1 月 14 日（木）～2021 年 4 月 13 日（火）
 講師 梅津 英明
 主催 森・濱田松本法律事務所

- セミナー [『グローバルデータコンプライアンス～世界各国のデータ保護法の最新動向～（2021 年 1 月）』](#)
 視聴期間 2021 年 1 月 26 日（火）～2021 年 3 月 31 日（水）
 講師 岡田 淳、田中 浩之、北山 昇
 主催 森・濱田松本法律事務所

文献情報

- 論文 「The Third Party Litigation Funding Law - Japan Chapter」
 掲載誌 The Third Party Litigation Funding Law Edition 4
 著者 金丸 祐子、ダニエル・アレン（共著）

- 論文 「企業法務最前線 潮目が変わり始めた「ビジネスと人権」の最新動向」
 掲載誌 月刊監査役 第 718 号
 著者 梅津 英明

- 論文 [「経済連携協定をてこにした日系企業による現地事業の問題解決の糸口～ビジネス環境整備章の枠組みの戦略的な活用～」](#)
 掲載誌 シンガポール日本商工会議所（月報）2021 年 2 月（No.603）
 著者 川村 隆太郎、畠山 佑介

NEWS

- **新型コロナウイルス感染症への対応について（2021 年 1 月 14 日更新）**
 世界的な新型コロナウイルス感染症拡大を受け、当事務所では下記の対応を実施しております。

■在宅勤務について

11 都府県における緊急事態宣言の再発出を受けて、当事務所の国内オフィス（高松オフィスを除く）では緊急事態宣言に沿う形で在宅勤務の比率を上げ、出勤者を減らすなどの対応をとることとしております。当事務所のその他のオフィスで

MHM Asian Legal Insights

も出勤者を減らすなどの対応をとっております。

国内外全ての弁護士等は在宅でセキュリティが確保された形で業務を継続できる体制を整えており、今後もクライアントの皆様へのサービスを切れ目なく継続してまいります。

このような状況のため、お電話はつながらない可能性もございますので、担当者の連絡先をご存知の方は、直接電子メール等でご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

また、郵便・FAX 等につきましては迅速に確認できない場合がございます。あらかじめご了承ください、お急ぎの場合には直接担当者までお問い合わせをいただきますようお願い申し上げます。

■当事務所主催のセミナーについて

当面の間、当事務所主催のセミナーに関しては、会場での開催を中止又は延期いたします。ただし、ウェビナー・オンデマンド配信等によるセミナーの開催は継続してまいりますので、今後のご案内をご確認いただければ幸いです。

なお、中止又は延期となりました場合は、当該セミナーのウェブサイトはその旨を記載するとともに、お申し込みいただいた方に順次メールにてご連絡を差し上げます。既に中止・延期が決定しているセミナーについては、下記までお問い合わせください。

■非対面会議への移行について

クライアント等の皆様との会議につきましても、引き続き当面の間、対面での会議は原則として行わず、ウェブ会議や電話会議等の非対面形式での実施することとしております。

皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

➤ The Legal 500 Asia Pacific 2021 にて高い評価を得ました

The Legal 500 Asia Pacific 2021 にて、当事務所は日本における下記の分野で上位グループにランキングされ、5名の弁護士が各分野で Hall of Fame に選ばれ、26名の弁護士が各分野で Leading individuals に選ばれました。当事務所のバンコクオフィス及びヤンゴンオフィスにおいても下記の分野で上位グループにランキングされ、各オフィスに所属する弁護士が各分野で高い評価を得ております。

分野

JAPAN

Tier 1

MHM Asian Legal Insights

- Antitrust and competition
- Banking and finance
- Capital markets
- Corporate and M&A
- Dispute resolution
- Fintech
- Intellectual property
- Investment funds
- Labour and employment
- Private wealth
- Projects and energy
- Real estate and construction
- Restructuring and insolvency
- Risk management and investigations
- Tax

Tier 2

- TMT

MYANMAR

Tier 2

- Corporate and M&A
- Projects

THAILAND (Chandler MHM Limited)

Tier 1

- Projects and Energy

Tier 2

- Banking and Finance
- Corporate and M&A

Tier 3

- Dispute Resolution

弁護士

Hall of Fame – JAPAN

- Antitrust and competition: 宇都宮 秀樹

MHM Asian Legal Insights

- ・ Capital markets: 鈴木 克昌
- ・ Corporate and M&A: 石綿 学
- ・ Real estate and construction: 小澤 絵里子
- ・ Tax: 大石 篤史

Hall of Fame – THAILAND (Chandler MHM Limited)

- ・ Banking and finance: ジェッサダー・サワッディポン

Leading individuals – JAPAN

- ・ Antitrust and competition: 伊藤 憲二
- ・ Banking and finance: 青山 大樹、佐藤 正謙、小林 卓泰
- ・ Capital markets: 尾本 太郎
- ・ Corporate and M&A: 棚橋 元
- ・ Dispute resolution: 飯田 耕一郎、関戸 麦
- ・ Fintech: 増島 雅和、堀 天子
- ・ Intellectual property: 岡田 淳、小野寺 良文、三好 豊
- ・ Investment funds: 三浦 健、大西 信治、竹野 康造
- ・ Labour and employment: 高谷 知佐子、荒井 太一、安倍 嘉一
- ・ Private wealth: 大石 篤史、酒井 真
- ・ Projects and energy: 石川 直樹、岡谷 茂樹、小林 卓泰
- ・ Real estate and construction: 佐藤 正謙
- ・ Restructuring and insolvency: 藤原 総一郎
- ・ Risk management and investigations: 梅津 英明、藤津 康彦
- ・ Tax: 酒井 真

Leading individuals – THAILAND (Chandler MHM Limited)

- ・ Banking and finance: ジョセフ・ティスティウォン
- ・ Projects & energy: ジェッサダー・サワッディポン

Next Generation Partners – JAPAN

- ・ Antitrust and competition: 藤田 知也
- ・ Banking and finance: 末廣 裕亮
- ・ Capital markets: 田井中 克之
- ・ Dispute resolution: ダニエル・アレン
- ・ Private wealth: 小山 浩
- ・ Projects and energy: 村上 祐亮、末廣 裕亮
- ・ Risk management and investigations: 山内 洋嗣
- ・ Tax: 小山 浩、栗原 宏幸

MHM Asian Legal Insights

Next Generation Partner – MYANMAR

- ・ Corporate and M&A: 井上 淳

Rising Stars Lawyers – JAPAN

- ・ Banking and finance: 白川 佳
- ・ Fintech: 古市 啓
- ・ Labour and employment: 濱 史子
- ・ Projects and energy: 野間 裕亘
- ・ Restructuring and insolvency: 片桐 大

➤ ユージン・チャオ 弁護士が入所しました

ユージン・チャオ 弁護士からのご挨拶

この度、森・濱田松本法律事務所（東京オフィス）にて執務させていただくことになりました、ユージン・チャオと申します。

2015 年にカリフォルニア大学パークレ校ロースクールを修了した後、Gibson, Dunn & Crutcher 法律事務所（ロサンゼルスオフィス）に入所し、M&A 及びその他一般企業法務を中心とした案件を取り扱いました。2019 年にはパナソニック株式会社（大阪、横浜）に 1 年間出向し、様々なクロスボーダー取引に携わりました。

日本に帰ることができ嬉しく思っております。森・濱田松本法律事務所におきまして、成長を続ける国際取引グループの一員として貢献できるよう取り組む所存でございます。

皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

➤ Chambers D&I Asia Pacific Awards 2021 のショートリストに掲載されました

Chambers & Partners による Chambers D&I Asia Pacific Awards 2021 において、当事務所が Outstanding Firm for Pro Bono 部門のショートリストに掲載されました。また、当事務所パートナーの竹野 康造 弁護士が Outstanding Contribution Award のショートリストに掲載されました。

（当事務所に関するお問い合わせ）

森・濱田松本法律事務所 広報担当

mhm_info@mhm-global.com

03-6212-8330

www.mhmjapan.com